

# 現用公文書の危機管理対策のために 電子化バックアップセンター構想の政策提言(骨子)

JIIMA政策提言プロジェクト

2011年3月11日に発生した東日本大震災では、行政上の基本となるべきバイタルレコードである種々の公文書が流失・滅失し、罹災証明発行や戸籍・除籍サービス等に支障を招き、被災者への支援の遅れや災害復旧計画の検討に障害が生ずる事態になりました。

本提言は、行政のまさしくバイタルレコードと言える公文書を全国6か所程度に設置した「公文書の電子化バックアップセンター」(以降「公文書電子化センター」)で電子的に安全に分散保管する制度の導入を目標とした、調査研究の開始について緊急に提言するものです。行政事務の効率化、公務員のテレワーク勤務による消費電力削減、未就労者の雇用創出、被災地での就業支援、社会の透明性の確保等の副次的効果も生まれ、我が国の震災復興と再活性化に繋がることが期待されます。

## 1. 東日本大震災における「公文書」の被災例

東日本大震災により、岩手県では大船渡市・陸前高田市など7自治体、宮城県では南三陸町・気仙沼市など6自治体の庁舎が津波により壊滅的な被害を受け、紙/電磁的公文書を問わず、多くの貴重な公文書が流失・滅失したものと考えられる。

- |                   |                                  |
|-------------------|----------------------------------|
| ①生活保護受給者台帳(陸前高田市) | ②身体障害者手帳交付台帳(大槌町)                |
| ③戸籍               | ④カルテ                             |
| ⑤戸籍副本情報(仙台法務局)    | ⑥船員記録、船籍原簿、船舶検査原簿(国土交通省 東北運輸局管内) |

## 2. 我が国で今後想定される大災害

我が国では、残念ながら例外なく国土の全地域で大災害が発生することを前提に、適切な対応を行う必要がある。

- |                                    |                         |                            |
|------------------------------------|-------------------------|----------------------------|
| 例1 東海・東南海・南海地震の連動<br>(内閣府 有識者会議報告) | 例2 首都圏大洪水<br>(中央防災会議報告) | 例3 首都圏直下型地震<br>(東京大学地震研発表) |
|------------------------------------|-------------------------|----------------------------|

## 3. 公文書管理の現状と電子化の必要性

### (1) 公文書管理法の施行と課題

奇しくも東日本大震災から21日後の4月1日から公文書管理法が施行され、全省庁や独立行政法人等の行政府機関は公文書の作成義務と保存、及び移管、記録等の義務が課せられた。

### (2) 行政機関(含む自治体)オフィスの現状

我が国の行政機関では、大部分が「紙の公文書原本」として保存されている。内閣官房公文書管理検討室の平成22年度調査によれば、政府の行政文書は1,714万ファイルであり、内「96.4%が紙文書」と報告されている。

また自治体についても総務省平成21年度調査では、土地・インフラ資産関係は、固定資産課税台帳を除く大部分の台帳が「紙台帳」である。

### (3) 公文書原本を電子化公文書とするための概算費用

公文書の電子化概算費用総額は、政府公文書 26億円、自治体公文書 814億円程度と試算される。

#### [調査研究提案—1]

行政機関で電子化公文書として安全分散保管する必要のあるバイタル公文書の選択方法や、推定数量および必要な検索インデックス等については、夫々の行政機関での文書管理実態の危険分散面からの調査研究が必要と考える。

## 4. 「公文書の電子化バックアップセンター(公文書電子化センター)」構想について

### (1) 構想の要旨

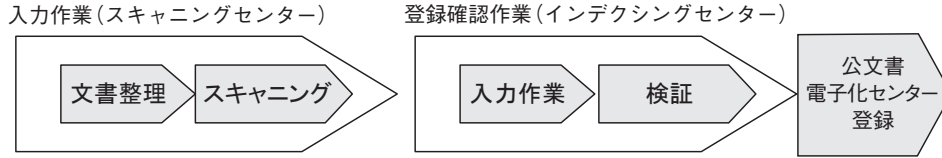
行政機関の公文書を国・都道府県・自治体間の壁を越えて、全国6か所程度に「公文書電子化センター」を設けて電子的な環境で一元的に保存・管理・運用・提供する。

### (2) 必要な情報セキュリティ対策について

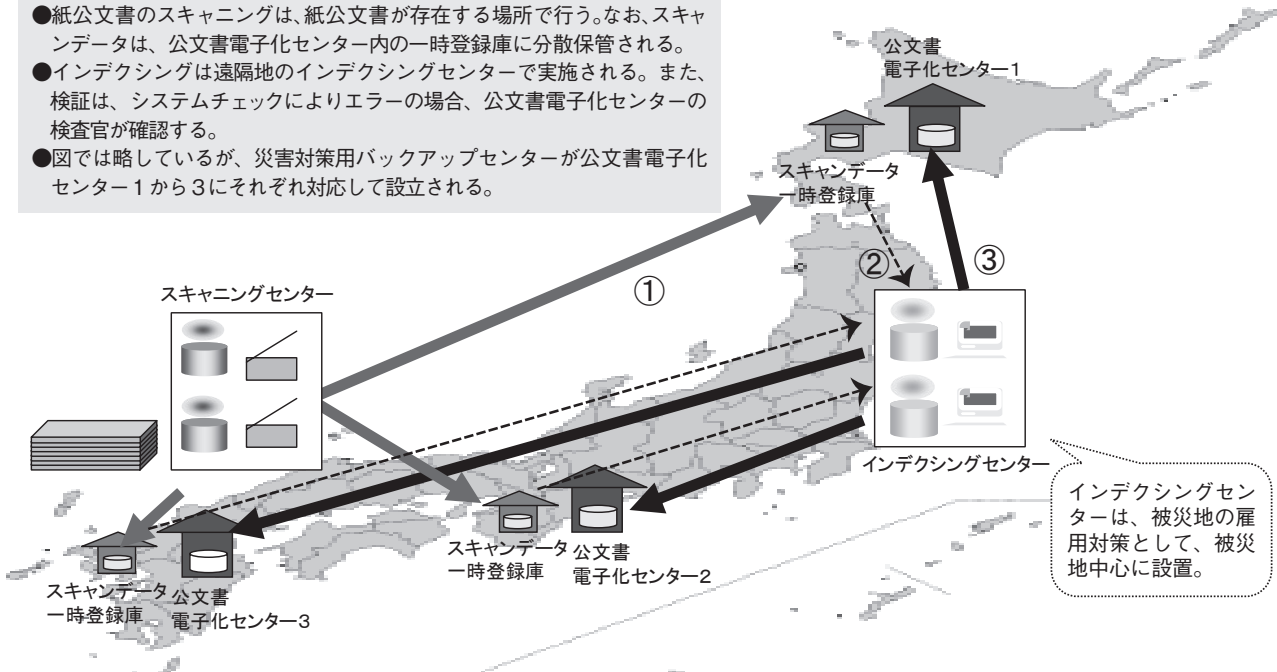
公文書を電子保管するためには確実なセキュリティ対策を講じなければならない。そのため、システムの対策、物理的対策、論理的対策、管理的対策、人的対策を考察し、総合して適切なセキュリティ対策を講ずることが必要である。

\* JIIMA「電子化バックアップセンター構想の政策提言」全文は、ナレッジ会員専用サイトで読むことができます。

## 紙公文書の電子化作業全体像



- 紙公文書のスキャンニングは、紙公文書が存在する場所で行う。なお、スキャンデータは、公文書電子化センター内の一時登録庫に分散保管される。
- インデクシングは遠隔地のインデクシングセンターで実施される。また、検証は、システムチェックによりエラーの場合、公文書電子化センターの検査官が確認する。
- 図では略しているが、災害対策用バックアップセンターが公文書電子化センター1から3にそれぞれ対応して設立される。



### [調査研究提案—2]

電子化公文書と電子公文書を一元的に「セキュリティの担保された公文書クラウド」環境下で、安全分散保管するために必要とされる情報セキュリティ対策について、前掲の調査研究提案—1；行政機関での文書管理実態と併せて、調査研究する必要があると考える。

## 5. 副次的効果1—雇用創出

学卒未就業者の継続的な雇用確保や被災地のサテライトオフィスでの雇用創出面での副次効果が想定される。特に復興支援で重要となる被災地の雇用創出は、国が緊急雇用対策として打ち出す事で、雇用と行政文書の災害対策の両効果が期待される。

仮に400万円/年/1人の雇用費用とすれば、約2万人強の雇用創出に繋がる。

## 6. 副次的効果2—テレワーク

行政機関の公文書原本を電子化公文書とすることは、公務員が自宅やサテライトオフィスでテレワークを行うために必要な、ICT環境の整備にも繋がることになる。総務省ビジョンでは2020年より自治体を含め全公務員が週1.5回のテレワークを実施していると仮定すれば、110万トン-CO<sub>2</sub>が加算される。

## 7. 副次的効果3—情報公開

住民がわざわざ公文書館や庁舎に赴かなくとも、インターネットを介して電子化公文書の自宅閲覧が可能となる。また、行政側でも該当する公文書の特定や閲覧のための転送作業などが、短時間かつ簡便な作業で済み、効率化の効果も期待される。

## 8. おわりに—フィジビリティ・スタディの提案

政府と自治体の現用公文書を対象とする「公文書電子化センター」で電子的に安全に分散保管する制度の導入のため、実現可能な調査研究を提案致します。